

第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

1 景観形成区域における景観の形成基準 (全体)

項目	景観の形成基準 (全体)
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 形態・意匠は地域特性との調和に努める。 外壁、屋根などの外観の色彩は、周辺の景観との調和に努める。
緑化	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内の緑化に努める。

2 届出対象行為 (特定届出対象行為)

(1) 届出を必要とする行為

区分	行為及び規模
建築物	<ul style="list-style-type: none"> 新築にあつては、当該建築物の高さが15mを超えるもの又は床面積の合計が1,000㎡を超える場合 建築物の高さが15mを超えるもの又は床面積の合計が1,000㎡を超えるもので、当該建築物の増築、改築又は移転に係る部分の床面積の合計が10㎡を超える場合 建築物の高さが15mを超えるもの又は床面積の合計が1,000㎡を超えるもので、当該建築物の外観の変更(修繕・模様替・色彩の変更)に係る部分の見付面積が当該部分を含む面の見付面積の1/2を超える場合 新築、増築、改築又は移転を行う場合は、当該工作物(風力発電設備を含む。)の高さ(増築の場合には増築後の高さ)が15mを超える場合 工作物の高さが15mを超えるもので、外観の変更(修繕・模様替・色彩の変更)に係る部分の見付面積が当該部分を含む面の見付面積の1/2を超える場合 太陽光発電設備のうち出力が1,000kw以上で、当該設備の新築、増築、改築又は移転に係るもの 太陽光発電設備の出力が1,000kw以上で、当該設備の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更による当該設備の外観の変更に係る部分の見付面積が当該部分を含む面の見付面積の2分の1を超えるもの
工作物	

届出対象行為(特定届出対象行為)に基づき届出された内容が「大規模建築物等に係る景観の形成基準」に適合しない場合は、景観法第17条第1項の規定により、市長は設計の変更その他必要な措置をとることを命ずることができます。

第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

1 景観形成区域における景観の形成基準 (全体)

項目	景観の形成基準 (全体)
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 形態・意匠は地域特性との調和に努める。 外壁、屋根などの外観の色彩は、周辺の景観との調和に努める。
緑化	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内の緑化に努める。

2 届出対象行為 (特定届出対象行為)

(1) 届出を必要とする行為

区分	行為及び規模
建築物	<ul style="list-style-type: none"> 新築にあつては、当該建築物の高さが15mを超えるもの又は床面積の合計が1,000㎡を超える場合 建築物の高さが15mを超えるもの又は床面積の合計が1,000㎡を超えるもので、当該建築物の増築、改築又は移転に係る部分の床面積の合計が10㎡を超える場合 建築物の高さが15mを超えるもの又は床面積の合計が1,000㎡を超えるもので、当該建築物の外観の変更(修繕・模様替・色彩の変更)に係る部分の見付面積が当該部分を含む面の見付面積の1/2を超える場合 新築、増築、改築又は移転を行う場合は、当該工作物の高さ(増築の場合には増築後の高さ)が15mを超える場合 工作物の高さが15mを超えるもので、外観の変更(修繕・模様替・色彩の変更)に係る部分の見付面積が当該部分を含む面の見付面積の1/2を超える場合
工作物	

届出対象行為(特定届出対象行為)に基づき届出された内容が「大規模建築物等に係る景観の形成基準」に適合しない場合は、景観法第17条第1項の規定により、市長は設計の変更その他必要な措置をとることを命ずることができます。

(2) 大規模建築物等に係る景観の形成基準

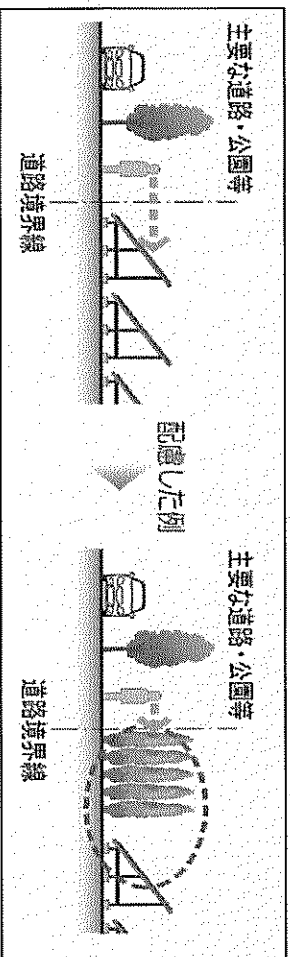
項目	景観の形成基準 (大規模建築物等)
配置	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の地形や自然との調和に配慮する。 眺望地点の周辺においては、眺望を阻害しない配置とする。 道路に面した部分には、歩道と一体的又は緑化スペースとして利用できる空間の確保に努める。
形態	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の地形やまち並みなどと調和し、一体的なまち並みの形成に努める。 建築物の高さ及び屋根の形状等は、周辺の景観を阻害しないものとする。 単調な大壁面とならないようにする。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> 外観の色彩は、自然素材色など背景となる自然に調和した色彩とする。 周辺景観との調和に配慮し、明度及び彩度の高い色の面積は少なくする。(ヤンセル値に基づく色彩は、大規模建築物等の色彩基準のとおりとする。)
材料	<ul style="list-style-type: none"> 外観には本市の特性が感じられる自然素材を活用するように努める。 住宅地周辺では、金属やガラスなどの反射性又は光沢性のある素材を大きな面積で用いないようにする。
附帯設備	<ul style="list-style-type: none"> 屋上や壁面に設置する配管や室外機は、目隠し又は壁面と同色にするなどにより周辺から見えないように配慮する。
垣・柵	<ul style="list-style-type: none"> 敷地の周囲は、生け垣とするように努めることとし、柵を設ける場合は、周辺のまち並み景観に調和するよう配慮し透過性のあるものとする。
緑化	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内には、樹木を適切に配置し緑化に努める。 植栽の樹種については、周辺地域の植生に配慮する。 敷地内の既存樹木は、極力保全し景観を活かすように配慮する。
付属施設	<ul style="list-style-type: none"> 機械室などは、目立たない位置に配置するとともに、建物本体と調和するデザインとする。 駐車場などは、目立たない位置に配置するとともに、植栽などにより道路から見えないように配慮する。
屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> なるべく集約し、大きさ及び色彩は、周辺の景観を損なわないようにする。 建築物に付属する場合は、一体的なデザインとするなどバランス良く設置し、建築物本体との調和を図る。 ネオンサインなどを設ける場合は、夜間の近隣への影響に配慮する。

(2) 大規模建築物等に係る景観の形成基準

項目	景観の形成基準 (大規模建築物等)
配置	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の地形や自然との調和に配慮する。 眺望地点の周辺においては、眺望を阻害しない配置とする。 道路に面した部分には、歩道と一体的又は緑化スペースとして利用できる空間の確保に努める。
形態	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の地形やまち並みなどと調和し、一体的なまち並みの形成に努める。 建築物の高さ及び屋根の形状等は、周辺の景観を阻害しないものとする。 単調な大壁面とならないようにする。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> 外観の色彩は、自然素材色など背景となる自然に調和した色彩とする。 周辺景観との調和に配慮し、明度及び彩度の高い色の面積は少なくする。(ヤンセル値に基づく色彩は、大規模建築物等の色彩基準のとおりとする。)
材料	<ul style="list-style-type: none"> 外観には本市の特性が感じられる自然素材を活用するように努める。 住宅地周辺では、金属やガラスなどの反射性又は光沢性のある素材を大きな面積で用いないようにする。
附帯設備	<ul style="list-style-type: none"> 屋上や壁面に設置する配管や室外機は、目隠し又は壁面と同色にするなどにより周辺から見えないように配慮する。
垣・柵	<ul style="list-style-type: none"> 敷地の周囲は、生け垣とするように努めることとし、柵を設ける場合は、周辺のまち並み景観に調和するよう配慮し透過性のあるものとする。
緑化	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内には、樹木を適切に配置し緑化に努める。 植栽の樹種については、周辺地域の植生に配慮する。 敷地内の既存樹木は、極力保全し景観を活かすように配慮する。
付属施設	<ul style="list-style-type: none"> 機械室などは、目立たない位置に配置するとともに、建物本体と調和するデザインとする。 駐車場などは、目立たない位置に配置するとともに、植栽などにより道路から見えないように配慮する。
屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> なるべく集約し、大きさ及び色彩は、周辺の景観を損なわないようにする。 建築物に付属する場合は、一体的なデザインとするなどバランス良く設置し、建築物本体との調和を図る。 ネオンサインなどを設ける場合は、夜間の近隣への影響に配慮する。

地上に設置する太陽光発電設備

- ・太陽電池モジュール（パネル）は、低彩度の目立たないものを使用し、周囲の景観と調和するよう配慮する。（パネル値に基づく色彩は、大規模建築物等の色彩基準のとおりとする。）
- ・周辺の主要な道路や公園等の公共の場所から見える場所や民家等に隣接した場所に設置する場合は、できる限り後退して配置するなどの工夫により、周辺景観や民家等への圧迫感の軽減、太陽光の反射などに配慮するとともに、植栽などの緩衝帯を設け直接見えないよう目隠しを行うなど、できる限り目立たないようにすること。



- ・山頂や尾根線、丘陵地線、高台等での設置は避けること。やむを得ず設置する場合は、太陽光発電施設が突出しないようにすること（土地の形状違和感を与えないこと）。

